

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年9月20日（平成29年（行個）諮問第147号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行個）答申第76号）

事件名：本人に対する労災保険給付の不支給決定に係る調査復命書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年特定月日付特定個人に対する保険給付等の不支給決定通知書にかかる調査復命書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、奈良労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年5月17日付け奈労発基0517第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）申立の趣旨

ア 原処分中、以下の部分に関する不開示決定を取り消す。

（ア）様式1「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の業務起因性の判断のための調査復命」書における不開示部分全部

（イ）平成28年9月30日付厚生労働事務官特定氏名作成の「聴取書」における不開示部分全部（供述者の住所、生年月日および印影を除く。）

（ウ）2016年10月1日付で氏名不詳者が「補償第三係長 特定氏名様」宛に提出した（特定労働基準監督署において同月3日に受理された）書面における不開示部分全部（作成者の印影を除く。）

（エ）平成28年10月18日付厚生労働事務官特定氏名作成の「聴取書」における不開示部分全部（供述者の住所、生年月日および印影

を除く。)

(オ) 平成28年11月2日付厚生労働事務官特定氏名作成の「聴取書」における不開示部分全部(供述者の住所, 生年月日および印影を除く。)

(カ) 平成28年12月5日付厚生労働事務官特定氏名作成の「聴取書」における不開示部分全部(供述者の住所, 生年月日および印影を除く。)

(キ) 特定病院A提出の意見書(平成28年10月4日付)における不開示部分全部(医師の印影を除く。)

(ク) 特定病院A提出の意見書(平成28年11月15日付)における不開示部分全部(医師の印影を除く。)

(ケ) 特定病院B提出の意見書(平成28年9月26日付)における不開示部分全部(医師の印影を除く。)

(コ) 労災協力医意見書(平成29年1月10日付)における不開示部分全部(作成者の印影を除く。)

イ 前項の情報を開示する
との決定を求める。

(2) 申立の理由

ア 本件では, 不開示の根拠として, 法14条2号, 同条3号イ, 同条7号柱書が挙げられているところ, 上記の不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)は, いずれも, 特定の者の供述ないし意見の内容にわたるものである。したがって, 根拠としては, 同条7号柱書きを挙げるものと推察される。

イ しかしながら, 本件不開示部分が, いかなる理由で「開示することにより」「当該事務文は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」といえるのかは, まったく不明である。

すなわち, 本件不開示部分中, 上記(ア)(専門医の意見にかかる部分を除く。)及び(キ)ないし(ケ)は, いずれも, 審査請求人を患者として診察した医師の意見にあたるものであって, その判断内容が, 患者である審査請求人に対して開示されることは, 至って当然である。

また, 上記(イ)ないし(カ)については, そもそも供述者が誰であるのかも不確定であるが, かりに同様の医師の意見ないし認識を記載したものであれば, どれも, 患者である審査請求人に対して開示されるべきことは当然である。

さらに, 上記(ア)のうち専門医(労災協力医)の意見にかかる部分及び(コ)については, まさに本件労災申請手続を履行する一環として関わった医師による意見であるから, これを開示しないこと

は、むしろ不公正である。認定機関からの依頼を受けた専門医としての意見である以上、その内容は高度の公共性を帯び、開示によって事務の適正な執行に支障を及ぼすという事態そのものが想定しがたいからである。

ウ 一方で、原処分においては、想定される事務支障の具体的な内容については、何ら述べるところがない。

エ 要するに、原処分は、これらの情報を「医師の意見に関する記述」が記載されているという一事をもって事務支障事由を肯定しているにすぎないのである。しかし、本件では、単なる第三者の医療行為に関する意見の開示を求めているのではなく、まさに患者本人が自らに対する医療行為に関する意見の開示を求めているのであって、これを開示しない理由はまったく考えられない。まして、それによって事務支障が生じるなどということもまったく考えられない。原処分は、事務支障の発生根拠について具体的な考察をまったく欠いているのであって、漠然と「医師の意見」であるからというだけで不開示決定を行っているのであり、およそ具体的根拠を欠くものというべきである。

(3) 結論

したがって、本件不開示部分についてはいずれも法律上の除外事由に該当しないから、これにかかる不開示決定を取り消した上、ただちに開示が行われるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年3月29日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成29年特定月日付特定個人に対する保険給付等の不支給決定通知書にかかる調査復命書一式」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成29年6月23日付け（同月26日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成29年特定月日付特定氏名に対する保険給付等の不支給決定通知書にかかる調査復命書一式」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の①、3の①、4の①、5の①、6の①、7の①、8の①、9及び10の不開示部分は、審査請求人以外の自署、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、3の②、4の②、5の②、6の②、7の②及び8の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、3の②、4の②、5の②、6の②、7の②及び8の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報の不開示部分において審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月11日 審議
- ④ 平成30年6月28日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年7月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成29年特定月日付特定個人に対する保険給付等の不支給決定通知書にかかる調査復命書一式」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、別表の2欄に掲げる文書の一部について不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号及び7号柱書きに該当することから不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性について

ア 通番1について

当該部分は、賃金台帳及びタイムカードに記載された審査請求人以外の個人の氏名、生年月日、職員番号等、賃金及び出勤状況であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、法15条2項による部分開示について検討すると、審査請求人以外の個人の氏名、生年月日、職員番号等については、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。その余の部分である

賃金及び出勤状況は、一般的に他人に知られたくない情報であり、かつ、同僚等の関係者にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、同項による部分開示もできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番3、通番5、通番7、通番9、通番11及び通番15（5頁ないし27頁不開示部分）について

通番3、通番5、通番7、通番9及び通番11は、特定労働基準監督署の担当官が聴取した第三者の氏名、職業、署名及び聴取場所であり、通番15は、診療録に記載された診療担当者等の職氏名である。

当該部分は、それぞれ氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、氏名、職業及び署名については、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。その余の部分である聴取場所については、当該部分を開示すると、当該被聴取者を推認し得る可能性があることから、当該被聴取者の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番13、通番15（上記イを除く。）及び通番17について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 通番18について

当該部分は、労災協力医の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

労災協力医の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、署名についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条2号及び7号柱書き該当性について

ア 通番2のうち、7頁の前駆症状欄1行目1文字目及び2文字目は、特定労働基準監督署の担当官が調査した審査請求人以外の第三者に関する記載部分であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2（上記アを除く。）、通番4、通番6、通番8、通番10、通番12、通番14及び通番16は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容、又は特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見が記載されており、これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、奈良労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、奈良労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」としている部分	5 不開示情報 (法14条該当号)	
				2号	7号柱 書き
1	脳血管疾患及び 虚血性心疾患等 (負傷に起因するものを除く。)の業務起因性の判断のための調査復命書	1	① 19頁ないし48頁不開示部分 (ただし19頁ないし48頁受付印及び27頁下段の「タイムカード」を除く。)	○	
		2	② 7頁不開示部分, 9頁枠内15行目5文字目ないし6文字目, 12頁不開示部分	○	○
2	聴取書①	3	① 1頁職業, 氏名, 4頁10行目署名	○	
		4	② 1頁8行目ないし4頁9行目 (ただし項番を除く。)	○	○
			③ 1頁住所, 生年月日の数字部分, 4頁印影	○	
3	聴取書②	5	① 1頁26行目署名	○	
		6	② 1頁5行目ないし25行目不開示部分	○	○
			③ 1頁印影	○	
4	聴取書③	7	① 1頁職業, 氏名, 聴取場所, 4頁23行目署名	○	
		8	② 1頁8行目ないし4頁22行目 (ただし項番を除く。)	○	○
			③ 1頁住所, 生年月日の数字部分, 4頁23行目印影	○	
5	聴取書④	9	① 1頁職業, 氏名, 聴取場所, 4頁18行目署名	○	
		10	② 1頁8行目ないし4頁17行目 (ただし項番を除く。)	○	○
			③ 1頁住所, 生年月日の数字部分, 4頁18行目印影	○	
6	聴取書⑤	11	① 1頁職業, 氏名, 聴取場所 2頁8行目署名	○	

		1 2	② 1 頁 8 行目ないし 2 頁 7 行目 (ただし項番を除く。)	○	○
			③ 1 頁住所, 生年月日の数字部分, 2 頁 8 行目印影	○	
7	意見書①	1 3	① 2 頁医師署名	○	
		1 4	② 3 頁「依頼事項にかかる意見」 欄 5 行目不開示部分	○	○
			③ 2 頁医師印影	○	
8	意見書②	1 5	① 2 頁医師署名, 5 頁ないし 2 7 頁不開示部分	○	
		1 6	② 3 頁「依頼事項にかかる意見」 欄 1 9 行目, <u>2 2 行目</u> ないし <u>2 3</u> 行目不開示部分, 4 頁「依頼事項 にかかる意見」欄 5 行目ないし 6 行目不開示部分	○	○
			③ 2 頁医師印影, 3 頁「依頼事項 にかかる意見」欄 2 行目印影	○	
9	意見書③	1 7	2 頁医師署名	○	
			2 頁医師印影	○	
1 0	労災協力医意見 書	1 8	1 頁労災協力医署名	○	
			1 頁労災協力医印影	○	

注) 理由説明書・別表の文書番号 3, 7 及び 8 の下線部に誤植があり, 当審査
会事務局で訂正した。